

陳情文書表

令和5年第2回神奈川県議会定例会

令和5年6月15日

陳情番号	1	付議年月日	5 . 5 . 1 1
件 名	逗子市久木5丁目付近の県道205号線の歩道の拡幅の陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
建設・企業常任委員会	逗子市久木9-4-29 佐藤周防		
<p>1 陳情の背景</p> <p>陳情場所での県道205号線は2車線道路です。</p> <p>片側にしかない歩道は線路の反対側に民家やマンションなどに接する形で設置されています。この歩道は、一部区間で幅が狭く歩行者はすれ違うのに難儀いたします。</p> <p>普段は、すれ違う際に一方がガードレール側に体を寄せて退避するか、すれ違いを見越して、初めから一方がガードレールの外側を歩く、という方法で通行している利用者が多いと思われます。</p> <p>一方で、陳情場所での横須賀線の軌道道床は道路面より2mほど高く、碎石は道路に向けてのり法面をなして、その法面は道路面から高さ1mほどのところで擁壁によって切られ、崩落を抑える形となっております。擁壁の位置は、鉄道架線の支持構造物の支柱から1mほどのところにあります。</p> <p>2 陳情の要旨</p> <p>陳情場所での歩道を50cmでも拡幅していただきたいです。</p> <p>それにより歩行者の通行が快適で安全になるかと考えます。</p> <p>案として、当該場所において横須賀線の軌道道床を抑える擁壁を鉄道の架線支持支柱側へ移動することで1mほど車道を線路側にずらし、歩道の幅を拡幅するという形ができそうに思われます。</p> <p>上記案は例で、実際の対策はどのような形でも構いません。</p> <p>当該歩道の利便性と通行者の安全のために拡幅を陳情いたします。</p> <p>ご検討いただければ幸いです。</p>			

陳情番号	2	付議年月日	5 . 5 . 1 7
件 名	信義誠実の原則に反し、職権濫用を行った教員の所属した高校の廃校を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
文教常任委員会	綾瀬市上土棚南 2 - 1 0 - 1 南 芳 仁		
<p>1 陳情の要旨 藤沢市に属する県立施設、神奈川県立湘南台高校の廃校を求める。</p> <p>2 陳情の理由 本件、省令等に違反すると認められる事案である。2007年12月31日付けに神奈川県立湘南台高校教員 2 名新谷、室岡が保護者同席の上で説明ないし、職権なくて退学届を提出させた事実がある。刑法158条に基づく行使に当たるためには、文書を真正に成立したのものとして他人に交付、提示等して、その閲覧に供し、その内容を認識させまたはこれを認識しうる状態におくことを要したと解される。国賠法 1 条 1 項に基づく職権上、注意力に欠くといえる。被告は社会通念に照らして欠如ゆえに軽率な行動は明らかである。被告は職権がないから退学届を提出させるべきではない。学校教育法施行規則第26条 2 項に関する所定の要件を満たさないから違反といえる。 被告は行政権の裁量を超えた違法な公権力行使といえるから行政権のえっけん行為である。</p>			

陳情番号	3-1	付議年月日	5. 5. 17
件名	病気(がん)による長期欠席の高校生の学業継続について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	川崎市高津区下作延3-13-46 金井久美子		
陳情項目			
<p>1 <u>神奈川県には「入院時学習支援」で入院中の学習機会を作る制度がありますが、講師の行う「入院時学習支援」だけでは進級や遅れた学業をすべてカバーして進級を可能にすることはできません。すべての高校で、在籍高校の教科担任との速やかな連絡体制と連絡対応者を明確にして、学業の遅れを取り戻すサポートや、進級できるかを計るための手立てを提示・実施して下さい。</u></p> <p>2 <u>高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブックをがんを発病したらすぐに、生徒とその保護者、またその生徒の在籍する高等学校の管理職および担任、学年の教員に配布して下さい。発病の早い段階で目を通し、教育を継続することの意義や病気(がん)に対する理解を持ち、生徒の切れ目ない学びの確保を協力して行って下さい。</u></p> <p>3 <u>県立・私立・市立どの高校でも「入院時学習支援」を受けられるようにするとともに、オンライン授業を単位認定材料とし、進級できない場合も単位を持って転学できるよう1つでも多くの単位を取得できる手立てを受けられるようにして下さい。</u></p>			
陳情の理由・経緯等			
<p>息子は県立大和高校1学年の3月末に悪性腫瘍を発症して、7月末まで入院治療を行いました。入院時学習支援で非常勤講師による英語・国語・数学の授業を受けたが、それ以外に学業の遅れを取り戻すサポートや、進級できるかを計るための手立ての提示はほとんどありませんでした。そのため、9月の復学時にすでに進級のための必要時数がほとんどの教科で足りなくなっていました。</p> <p>復学して保護者同伴で修学旅行に参加できましたが、勉強についていけず、11月の模試の時に登校時に起き上がれなくなる体調不良を訴え、通学できなくなりました。進級の時数にはならない課題(在校生の授業で使ったプリント)が少し出されましたが、3月に原級留置となったとの連絡を受けました。</p> <p>新年度に一つ下の学年で頑張ってみようとしたが、登校することができていません。原級留置は本人の心身の負担も大きく生徒が高校を辞め、進路変更することがほとんどだと聞きます。</p> <p>県立大和高校では、体調の心配や仕事が増えることを嫌気して、進級につながる学習サポートの提示がほとんどなく、生徒の要望が教科担任に伝わりにくい状況でした。</p> <p>辛い治療を終えた子どもが、高校生活にもどってまた違う辛い状況に追い込まれ、高校を辞めてしまうことがないようにしていただきたいと思い、陳情しました。よろしく願いいたします。</p>			

陳情番号	3-2	付議年月日	5. 5. 17
件名	病気(がん)による長期欠席の高校生の学業継続について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	川崎市高津区下作延3-13-46 金井久美子		
陳情項目			
<p>1 <u>神奈川県には「入院時学習支援」で入院中の学習機会を作る制度がありますが、講師の行う「入院時学習支援」だけでは進級や遅れた学業をすべてカバーして進級を可能にすることはできません。すべての高校で、在籍高校の教科担任との速やかな連絡体制と連絡対応者を明確にして、学業の遅れを取り戻すサポートや、進級できるかを計るための手立てを提示・実施して下さい。</u></p> <p>2 <u>高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブックをがんを発病したらすぐに、生徒とその保護者、またその生徒の在籍する高等学校の管理職および担任、学年の教員に配布して下さい。発病の早い段階で目を通し、教育を継続することの意義や病気(がん)に対する理解を持ち、生徒の切れ目ない学びの確保を協力して行って下さい。</u></p> <p>3 <u>県立・私立・市立どの高校でも「入院時学習支援」を受けられるようにするとともに、オンライン授業を単位認定材料とし、進級できない場合も単位を持って転学できるよう1つでも多くの単位を取得できる手立てを受けられるようにして下さい。</u></p>			
陳情の理由・経緯等			
<p>息子は県立大和高校1学年の3月末に悪性腫瘍を発症して、7月末まで入院治療を行いました。入院時学習支援で非常勤講師による英語・国語・数学の授業を受けたが、それ以外に学業の遅れを取り戻すサポートや、進級できるかを計るための手立ての提示はほとんどありませんでした。そのため、9月の復学時にすでに進級のための必要時数がほとんどの教科で足りなくなっていました。</p> <p>復学して保護者同伴で修学旅行に参加できましたが、勉強についていけず、11月の模試の時に登校時に起き上がれなくなる体調不良を訴え、通学できなくなりました。進級の時数にはならない課題(在校生の授業で使ったプリント)が少し出されましたが、3月に原級留置となったとの連絡を受けました。</p> <p>新年度に一つ下の学年で頑張ってみようとしたが、登校することができていません。原級留置は本人の心身の負担も大きく生徒が高校を辞め、進路変更することがほとんどだと聞きます。</p> <p>県立大和高校では、体調の心配や仕事が増えることを嫌気して、進級につながる学習サポートの提示がほとんどなく、生徒の要望が教科担任に伝わりにくい状況でした。</p> <p>辛い治療を終えた子どもが、高校生活にもどってまた違う辛い状況に追い込まれ、高校を辞めてしまうことがないようにしていただきたいと思い、陳情しました。よろしく願いいたします。</p>			

陳情番号	4	付議年月日	5 . 5 . 2 6
件名	コロナ患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市青葉区奈良町2762-20 北 林 千鶴子		
<p>陳情の要旨</p> <p>コロナ患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定を陳情致します。</p> <p>陳情の理由</p> <p>この度新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが令和5年5月8日に2類相当から5類相当（季節性インフルエンザ感染症等と同等）へと変更されました。それに伴いマスク着用は個人の主体的な選択を尊重し個人の判断が基本となりました。それ以前も強制ではなく今までも日本ではマスク着用やコロナワクチン接種は義務ではなく任意です（厚労省に電話で確認済み）。ですが2020年2月頃以来コロナウイルスが2類相当であった時はマスク着用をしないとサービスが受けられない・あるいはコロナワクチンを接種しないと就業できない・あるいはコロナワクチン接種者が未接種者よりも立場上優遇されたり金銭的に負担を少なく設定されていたケースも多々あり人権侵害が多数発生しておりました。そして神奈川県が率先して人権を守るのが責務であるはずなのに今までコロナワクチン接種後の死亡や後遺症で苦しんでいるという県民の声を神奈川県に届けたとしても、神奈川県はその声を十分に拾い上げることもないまま現在に至っています。後遺症で悩む人へのサポートも政策として実施されたという発表も確認が出来ずアフターフォローが十分とは言えません。ただ接種人口を増やせばいいというスタンスのように思われます。マスク着用やコロナワクチン接種を推進してきた立場を今さら覆すことが出来ない・国が言っている通りにやってさえすれば立場上守られるという政府に依存している思いが根底にあるならば猛省が必要です。接種率を上げるほど交付金・補助金が国からもらえ得するという仕組みの圧力に負け、国の推進策に盲従して、未接種者やマスク未着用者に対する差別を許してしまう政策というのは、結局は神奈川県民本位とはいえ、県としての本来の役割を果たしているとは言えません。</p> <p>現在マスク着用やワクチン接種が強要される立場の方も多々あった3年間の名残は未だに根強いものがあります。そもそもマスク着用・ワクチン接種という問題は、直接体に触れたり入れたりするものであり、県民の各々の健康状態も違い、健康面にダイレクトに影響を与えるものがありますから、いついかなる時代においても一律に人々に強要を求めたり求められていけないものであります。そしてコロナ患者・コロナり患の恐れがある者やマスクを着用しない人やワクチン接種をしない人に対するあらゆる差別が生じない様に神奈川県は率先して人権を守る決意を示</p>			

して頂きたいです。その証として差別禁止条例を制定する事を求めます。条例制定により今までの県民に対するコロナ禍における人権擁護を十分に行ってこなかった分を取り戻して頂きたいものです。神奈川県民がマスク着用をどうしたいかコロナワクチンを打つかどうかは、県民も政府任せや自治体・他人任せにせずその有効性や安全性・有害性を調べ自主的に判断する事を基本とすべきと考えます。そして、県もマスク着用による健康被害（例えば皮膚疾患等）やコロナワクチン接種に伴う副反応や死亡するリスクのデータ（厚労省発表等）を包み隠さずHPや広報等において伝え、県民に本当の真実を伝え健康を守る責務があると考えます。コロナ患者・コロナり患の恐れがある者・マスクを着用したくない人・マスクを着用することで健康面の安全性が損なわれることから着用出来ない人・コロナワクチンを打ちたくない人の人権が脅かされない様に条例制定によって県民の健康や命、人権に対する意識を高めて下さいます様お願い致します。差別禁止条例を制定し、その内容を周知し、神奈川県の人権意識が高まれば暮らしやすいという評判が高まり他県からの移住も増え税収も増え神奈川県にとっても県民にとっても双方の幸せをもたらすものとなるでしょう。

どうか、コロナ禍で差別に苦しむ県民が皆無になるよう県自らが立ち上がって頂く宣言をコロナ患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定によって示して頂きたくよろしくお願いいたします。